

令和2年第5回甲良町議会臨時会会議録

令和2年8月3日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 専決処分の報告について
- 第4 議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例
- 第5 議案第37号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第38号 甲良町町税等寄附金条例
- 第7 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）
- 第8 議案第40号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについて（甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新）
- 第10 発議第12号 甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 第11 発議第13号 新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議（案）
- 第12 発議第14号 甲良町シルバー人材センター理事長および事務局長の参考人招致を求める決議（案）

◎会議に出席した議員（12名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	宮寄光一
7番	丸山恵二	8番	木村修
9番	建部孝夫	10番	大町善士雄
11番	西澤伸明	12番	阪東佐智男

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	松田嘉一
総務課長	中川雅博	教育次長	福原猛

会計管理者	宮川哲郎	学校教育課長	藤村善信
税務課長	大野けい子	建設水道課長	村岸勉
企画監理課長	北坂仁	人権課長	丸澤俊之
住民課長	小林千春	建設水道課参事	丸山正
保健福祉課長	中村康之	税務課参事	上田真司
産業課長	西村克英	総務課主幹	岩瀬龍平

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	白波瀬愛
------	------	----	------

(午前 11 時 34 分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は 12 人です。

議員定足数に達していますので、令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10 番 大町議員、11 番 西澤議員を指名します。

次に、日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日から 8 月 12 日までの 10 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から 8 月 12 日までの 10 日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** 本日、令和 2 年第 5 回甲良町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、提案説明の前に若干の行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関しましては、国内および県内の感染者数は増加傾向にあります。感染者数の推移から判断しますと、既に第 2 波に入っている状況と報じられております。

7 月 28 日現在で、近江八幡市での会食に参加をした男女 14 人の感染が確認をされております。県は、クラスターが発生したと判断いたしました。その中には本町の 30 代女性が含まれており、改めて感染の確認をされております。また、そのご家族 4 人の感染も確認され、家族の中に甲良西小学校在籍児童も含まれておりました。そのため、子どもたちの健康と安全を守るための措置として、7 月 24 日から 7 月 31 日までの間、甲良西小学校、甲良西児童クラブを臨時休校させていただきました。今後、感染拡大防止に向けて、改めて手洗い、マスクの着用、人との距離、密閉・密集・密接の 3 密の回避など基本的な感染防止対策を徹底し、住民の皆様にご周知してまいりま

す。また、今回、新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援第4弾として、甲良町中小企業等経営支援給付金、甲良町立小・中学校学習支援、地方創生臨時交付金事業および水道料金の減免事業の追加を実施してまいりたいと考えております。

本町として、コロナウイルスの感染防止の必要な対策を講じるとともに、町民に対して3密の回避や手洗い、うがい、そして自分自身の健康管理など、引き続いて広報・啓発に努めてまいる所存であります。

それでは、本日提出いたします案件について、その概要を申し上げます。

報告第4号は、改良住宅明渡し請求について訴えを提起する専決処分を行いましたので、その報告であります。

議案第36号は甲良町認可地縁団体印鑑条例であります。地縁に基づいて形成された団体が認可を受けた場合の印鑑の登録および証明に関する事項を定めた条例であります。

議案第37号は甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例で、認可地縁団体の印鑑に関する証明、地縁団体告示事項に関する証明の手数料についての一部改正であります。

議案第38号は甲良町町税等寄附金条例で、平成28年1月に発覚をいたしました公金着服事件に関連し、収納システムが改ざんされていたことから、二重納付された町税等を寄附金として給付する条例を制定するものであります。

議案第39号は令和2年度甲良町一般会計補正予算（第4号）で、1億8万6,000円を追加いたし、補正後の予算を50億1,284万円とするものであります。補正項目として、歳入では、地方創生臨時交付金1億4,720万9,000円の追加と、財政調整基金の繰入金を4,712万3,000円減額いたすものであります。歳出では、総務管理費で各字向け地方創生臨時交付金事業3,973万6,000円、徴税費で、甲良町町税等寄附金231万3,000円、上水道費で上水道事業会計繰出金2,645万3,000円、商工費で、甲良町中小企業等経営支援給付金1,000万円、社会教育費で公民館改修工事費1,954万8,000円などを追加するものであります。

議案第40号は令和2年度甲良町水道事業会計補正予算（第1号）で、28万6,000円を追加いたし、水道事業収益、水道事業費の総額を1億8,921万7,000円とするものであります。主な内容といたしましては、新型コロナウイルス対策に関する基本料金減免分を一般会計から水道事業会計に繰入れするものであります。

議案第41号は、契約の締結につき議決を求めることについて、甲良町総

合行政情報システム電算関連備品更新で、契約の金額は468万6,000円で業務用プリンター21台を更新するものであります。

何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**阪東議長** 次に、日程第3 報告第4号を議題とします。

報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

人権課長。

○**丸澤人権課長** お手元の報告第4号をご覧ください。

専決処分の報告について。

建物明渡等請求事件に関し訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月3日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1 ページおめくりください。

専第7号 専決処分書。

建物明渡等請求事件に関する訴えの提起。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり訴えを提起することについて専決処分する。

令和2年6月4日。

甲良町長 野瀬喜久男。

1、被告となるべき者の住所、氏名等。

被告は、1の1主債務者、1ページおめくりください、1の2連帯保証人、2の1主債務者、2の2連帯保証人となっております。

さらにもう1ページおめくりください。

2、請求の要旨。

(1) ①上記番号1の1から1の2、②上記番号2の1から2の2をそれぞれ1つの訴状とし、計2つの訴えを提起する。それぞれの訴えは、賃借人および連帯保証人に対して請求をするものである。

(2) 上記訴えは、いずれも賃借人が賃料等を滞納していることから、原告は被告らに対し、賃料およびこれに対する遅延損害金、賃料相当損害金の各支払い、および建物の明渡し請求権に基づいて賃借人であった者に対し建物の明渡しを求めるものである。

以上です。

○**阪東議長** これをもって報告を終わります。

次に、日程第4 議案第36号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第36号 甲良町認可地縁団体印鑑条例。

上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第36号を説明いたします。

まず、制定理由であります。区が保有する不動産等を団体名義で登記することができないため、過去において区の代表者名義等により登記をしていることから、代表者の死亡または移転等による名義変更がその都度必要でありました。団体が町長の許可により権利能力を取得することによって、保有不動産等の手続をしやすく、地域社会における重要な役割を担っている地縁による団体の活動がしやすくなります。今まで認可地縁団体印鑑条例が制定できていなかったもので、今回、制定をお願いするものであります。

1 ページをお願いします。

まず、1条、趣旨であります。この条例は、字の区域、その他甲良町の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、地方自治法第260条の2の第1項の規定に基づく町長の許可を受けた者の代表者等に係る印鑑の登録および証明について必要な事項を定めるものであります。これが趣旨であります。

第2条で登録資格のことが書かれています。認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者のほかに次の各号に掲げている者が選任されている場合は、代表者に代えてこれらの者も印鑑登録ができるということで、法律に基づく職務代理人、仮代表者、特別代理人、清算人ができるということであります。

第3条、登録申請であります。認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者は、認可地縁団体印鑑登録申請書に登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑を添えて、自ら町長に登録の申請をしなければならない。地方自治法施行規則の第19条第1項第1号トに規定する代理人を置いている団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて当該代理人により申請をすることができます。

第4条の登録の印鑑であります。登録できる認可地縁団体の印鑑の数量は1個に限ります。

次の2ページをお願いします。

第2項であります。町長は、登録申請された認可地縁団体の印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は当該認可地縁団体の印鑑を登録することができないということで、1から4に書かれているような印鑑が出て登録はいたしませんということです。

次、第5条です。登録申請書の確認であります。町長は、認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき、地方自治法施行規則第21条第2項の規定に基づき作成された台帳の記載事項ならびに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項および印影と照合するほか、認可地縁団体の印鑑登録申請書に記載されている事項について審査をするものであります。

次、飛んで、第7条です。登録事項の修正ということで、修正の内容が書かれております。

第8条で、登録の廃止申請のことです。

次、3ページであります。

第9条で登録の抹消の事項が書かれています。

次、第10条、印鑑登録証明書の交付申請ということで、認可地縁団体印鑑の登録を受けている者は、認可地縁団体印鑑登録の証明書の交付を申請しようとするときは認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に登録している認可地縁団体の印鑑を押印して、自ら町長に申請しなければなりません。

次に、2、印鑑登録証明書ということで、4ページをお願いします。

登録印鑑のことを第11条で書かれています。

次に、第12条、閲覧の禁止ということで、町長は認可地縁団体印鑑登録原票、その他認可地縁団体印鑑の登録または証明に関する書類を閲覧に供してはならないということで書かれています。

第13条、質問・調査のことです。

第14条で、甲良町の行政手続条例からは適用外になるということが書かれています。

第15条で委任行為が書かれています。

付則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上であります。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号について、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり総務民生常

任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第5 議案第37号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第37号 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○**中川総務課長** 議案第37号を説明いたします。

甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例であります。

まず、別表第2中、「印鑑登録証の再交付400円」を「印鑑登録証の再交付400円、認可地縁団体印鑑に関する証明300円、地縁団体告示事項に関する証明300円」に改める。

付則、この条例は公布の日から施行するものです。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第38号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第38号 甲良町町税等寄附金条例。

上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

税務課参事。

○**上田税務課参事** それでは、議案第38号 甲良町町税等寄附金条例のご説明をさせていただきます。議案書の裏面をお願いいたします。

このたび、元職員の横領事件の調査において、収納データが削除され、税が二重納付されていることが判明いたしました。その中で、地方税法に基づ

く還付請求ができる5年を経過してしまっただけのものがあり、地方税法に基づく還付ができません。そこで、税の公平性の観点から、二重納付による不利益を救済することはもとより、町職員の横領という町側の責による二重納付であることから、公益上の必要があると判断するとともに、行政の信頼の回復を目的に、地方税法では還付できない5年を超えたものに対し、地方自治法に基づく寄付金という形で納税者に支払うことを目的に条例を策定いたしました。

甲良町町税等寄附金条例。

第1条につきましては条例目的。地方税法では還付できない過誤納金（還付不能金という）とその利息相当額を合わせて、地方自治法第232条の2に基づき、寄附金として給付いたします。

第2条では、寄附対象者は、横領事件により元職員による収納システムの改ざんにより二重納付された納税者またはその相続人としております。

第3条では、寄附金を受けようとする方は、寄附金申請とともに納税の分かる書類の提出を求めています。

第4条では、申請に対し、調査の後、給付決定・不給付決定を行うものとしております。

第5条では、還付不能金の対象を、5年の時効を迎えたもので、かつ過去10年の範囲内のものを対象としております。また、還付不能金に対する利息相当額の計算について規定しております。

第6条では、給付決定した者に未納があれば、その寄附金を未納額に充当させるものでございます。

第7条は解除条件を規定しております。

また、付則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止します。ただし、条例の廃止前に申請があり、申請が条例廃止後になった場合であったとしても、この条例に基づき支払いを行うため、従前の例によるものとしております。

以上です。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 詳しくは総務民生常任委員会に付託をされる予定でありますので、条例案そのものが合理性があるかどうかという審査、審議以前の問題として、条例の背景となる税の徴収そのものの姿勢ですね。

税というのは行政の運営の中心中の中心というところに、これは5年前、6年前の事件というようになりますが、甲良町の行政姿勢が信頼を失った1つとなっています。その点でも、取り過ぎた金額を返還するという条例に踏み

込んでいかざるを得ないところまで来ているわけで、その整理の方法はよしとするわけですが、その背景、そして、その矛盾点、つまり306件に請求を再発送し、そして、未納の確認をしていったわけですが、まず1つは、申立てがある、つまり本人は異議ありと、「未納ではありませんよ」という意思表示があったというように理解しますが、そこから差引きしますと233件は請求を続行していると。以前から着服事件の税務課の課長、課長補佐など、それから直接の担当者は入れ替わり、大分、替わっていますけども、その点、以前から報告があったと思いますけども、改めて聞く部分があるかと思えますけども、233件は請求を続行している、ないしはもう打ち切ったというように理解をしていいのか、行政のところではどうなのかというのが1点です。

それから、以前、町長の行政報告の中でもありました。着服事件によって収納のデータそのものが大混乱をして信頼性が失われているので、このまま収納はできない、つまり収納そのものをストップしますという町長報告がありました。そこから時効が発生して、不納欠損が発生する。全部ではないと思えますけども、そういうようになってきました。その整理方法で矛盾が生じているのではないかと。つまりこういうように区分けをして、取り過ぎた分は返す、それから、まだもらっていない、つまり真の未納者については請求を続ける、分納を続けるという行政姿勢が、つまり収納の姿勢があっただけですが、その点、委員会でも明らかにしていってほしいですし、それに関わる資料が作成されることを求めていると思えますけども、そういう背景についてどういうように考えているのか、そして、この整理をする上での306件と、それから「異議あり」の67件、それ以外の部分、67件の内訳が6分類されていますけども、そういうようにされてきた背景について、今の段階で説明が頂ければいいですし、委員会で詳しく徴収状況のところでも聞いていきますけども、お答え願いたいと思います。

○**阪東議長** 税務課参事。

○**上田税務課参事** 平成31年の3月1日につきまして306件、平成27年度以前の未納者である方につきまして確認の明細書を送らせていただきました。そのうち67件の方が申出があったということで、さらに、令和元年の5月10日には、先ほど233件とありましたが、235件の方に対しまして未納の納付についてお願いさせていただいているところでございます。この235件につきましては、この時点で徴収の再開をさせていただいている次第でございます。

あと、申出のあった67件のうち15件の方につきましては、今後、還付あるいは寄附金が発生するわけですが、その15名の方につきまし

ては、条例が通りましたら通知の方を改めて出させていただこうというふうに思っていますし、残りの52名の方については、既に結果の報告の通知はさせていただいておりますし、それで、そこに未納がある方につきましては同じように納付をお願いしているところでございます。

以上です。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 67件の内訳ですね。私は、上から9名、6名、32名、4名、1名、15名のところをA B C D E Fと打ちましたが、一番上の9名のところ、全て税金が収納されていることを確認した、それから、それぞれ分類になっています。収納された事実がなかった方。とりわけ上から3番目の32名の、「異議あり」と言われたけども納入された事実がなかった方があります。こういう事実関係を掌握する上で、何を基に、つまりエビデンスですね、根拠は何をもってこういうように分類されたのか、本人の申立てや、それから証拠書類、本人が、27年以前ですから、平成31年、この時点で3年、4年たっています。そういう点では、基になる資料、原始資料がある方については少ないなと思うんですけども、何によってこういう区分けをしたのか、改めて説明願いたい。今、説明できなければ、根拠をきちっと委員会で出してもらって、その15名が確定的なのか、それとも、確定的でない場合もありますので、その審査を私たちは見たいと思いますので、状況の説明をお願いします。

○**阪東議長** 税務課参事。

○**上田税務課参事** 今、西澤議員さんがおっしゃってくださった件につきましては、委員会の方で提出の方をさせていただきたいと思います。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第7 議案第39号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。
上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○阪東議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○中川総務課長 議案第39号 令和2年度甲良町一般会計補正予算(第4号)を説明いたします。予算書の裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億1,284万円とするものであります。

第1表をお願いします。歳入です。

14款国庫支出金、補正額1億4,720万9,000円。18款繰入金4,712万3,000円の減額です。歳入合計が1億8万6,000円であります。

次のページをお願いいたします。次、歳出です。

2款総務費で補正額が4,276万5,000円です。4款衛生費で2,645万3,000円です。6款農林水産業費0円で財源更正をしております。次、7款商工費で1,000万円。8款土木費0円で、これも財源更正です。9款消防費、これも0円で財源更正です。10款教育費2,086万8,000円で、歳出合計が歳入合計と同額であります。

以上です。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり予算・決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○阪東議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第8 議案第40号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第40号 令和2年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

建設水道課参事。

○**丸山建設水道課参事** それでは、議案第40号を説明させていただきます。
予算書裏面の1ページをお願いします。

第1条、令和2年度甲良町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度甲良町水道事業会計予算。第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、既決予定額1億8,893万1,000円、補正予定額28万6,000円、計1億8,921万7,000円。支出、第1款水道事業費、既決予定額1億8,893万1,000円、補正予定額28万6,000円。計は収入と同額となります。

令和2年8月3日。

以上です。よろしくをお願いします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり予算・決算常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**阪東議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第9 議案第41号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第41号 契約の締結につき議決を求めることについて
(甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新)。

上記の議案を提出する。

令和2年8月3日。

甲良町長。

○**阪東議長** 本案に対する提案理由の説明を求めます。

企画監理課長。

○北坂企画監理課長 それでは、議案第41号のご説明を申し上げます。

甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号、および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的として、甲良町総合行政情報システム電算関連備品更新、モノクロレーザープリンターの21台を更新するものです。

契約の方法、随意契約。6町クラウド共同調達にて一般競争入札をされたものです。

契約の金額、甲良町分です。468万6,000円です。

契約の相手方として、滋賀県米原市米原西23番地、日本ソフト開発株式会社、代表取締役社長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○阪東議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○阪東議長 ご着席願います。起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第10 発議第12号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 発議第12号。

令和2年8月3日。

甲良町議会議長様。

提出者、甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者、建部孝夫、同じく大町善士雄。

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項および第3項、ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは、提案します。

今日の朝、差し替え部分が配られました。新旧対照表も同じく配られています。それを見てください。

条例案を読み上げさせていただきます。

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

甲良町議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

4、令和2年9月1日から令和2年11月30日までの間における議会の議長、副議長、委員長および議員の報酬月額は、第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる報酬月額から、その報酬月額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

付則、この条例は令和2年9月1日から施行する。

それで、新旧対照表を見てください。

新旧対照表は、現行、付則1、2、3とも略にしています。改正後、今回の案ですが、付則1、2、3は省略をし、4にこれを加えます。先ほど述べた文案になります。

それで、今回の議員報酬の改正についてはそれぞれ、国会もそうですし、それから各自治体、市町の議会も様々な差があります。例えば政務調査費が計上されているところは政務調査費を削って100万近い金額を減額したりしているところもあります。しかし、私たち甲良町の場合は、もともとがそう高い金額ではありません。それで、私たちが頂いている報酬額で生活を十分にできるという金額でもありませんし、ましてや家族を扶養するというところにしようと思いますと、さらに苦しくなるのは事実だというように思うんです。

私は、以前から議会の中でも議論がありました、3月議会の段階でも、このコロナの問題で、やはり町民が苦勞している、苦難を強いられている、そういう状況の中で、議会がその状況に寄り添って、僅かな金額なんですけども、それに貢献する姿勢そのものが大事かなというように思います。全協の段階でも説明させていただきましたが、私たちが善意で町に財源として寄付をしよう、つまり一人一人が、例えば20万出すとか10万出すとか、僅か

ですけれども、5万出すとかいうようにしたとしても、これは公選法の制限を受けます限度になります。そういうところから、この条例の改正に踏み切らざるを得ない、減額の条例を提出せざるを得ないという状況をぜひとも酌み取っていただきたいと思ひますし、甲良町議会がそろって議決をする、確かに3%がいいか5%がいいか、そういうこともあります。しかし、金額で言うても68万1,000円です。決してインパクトのある数字ではないと思ひますが、それぞれの議員の皆さんからすれば、やはり1万円でも減額になれば痛いというのは実感であると思ひますが、そこは私たち代表がぐっと我慢をして、町民に寄り添って、メッセージを送るというところにぜひともご賛同いただきたいと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 発議第13号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第13号。

甲良町議会議長、阪東佐智男様。

提出者、甲良町議会議員 西澤伸明。

賛成者、建部孝夫。

新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項および第3項、ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○**西澤議員** 提案させていただきます。

今日の朝、差し替え部分が配布されていますので、それを見てください。

新型コロナウイルス感染症に伴うPCR等検査の抜本的拡充と住民支援策の拡充を求める決議(案)。

東京、名古屋、大阪など都市部を中心に新型コロナウイルス感染者が増え続け、全国的に緊急事態宣言の時期以上に急拡大し、感染経路不明のケースも多数見られると言われます。滋賀県でも7月22日は1日の新規感染者数としては過去最多の17人となり、甲良町での初感染者が発表されました。

6月は緊急事態宣言と政府の自粛要請に応えた県民、町民の努力で一定の成果を見ましたが、7月に入り、一気に新規感染者は増え続け、7月の感染

者は70人に上り、7月31日現在、171人となりました。県内でもクラスターの発生、入院患者や病院勤務医などの感染者が、また、甲良町では小学生の感染が確認され、住民の中に衝撃と不安が大きく広がっています。

厚生労働省は7月15日、保健所が行う行政検査の対象を拡大する方針を出しました。全ての市町でPCR等検査を抜本的に拡充し、無症状感染者を早期に保護、隔離、治療し、感染を広げない取組が緊急に求められる状況です。これは社会・経済活動、学校教育などを安心して再開する上でもカギとなる課題だと考えます。

同時に、町民の暮らしとなりわい、営業を応援する住民支援対策のさらなる充実が求められます。甲良町議会6月定例会において野瀬町長が新型コロナウイルス感染症に伴う住民支援対策第4弾の策定を進めると表明されました。

以上のことから、以下の事項を実行されるよう強く求めるものです。

記

1、消費税10%、コロナ危機などによって町民の暮らし、営業は大変厳しい状況が続いています。町民の実態、声を町政に反映するため、町民に緊急アンケートを実施すること。

2、上水道の基本料金免除を数カ月間延長すること。

3、障害者、非正規雇用の労働者、ひとり親家庭など社会的・経済的弱者に対する支援策を新設および上乘せし、拡充すること。

4、農業者（道の駅の出荷者を含む）への支援を上乘せ、拡充すること。

5、税、保険料の軽減策を講じること（固定資産税を一括して納付した方には算出基準で返金すること）、小零細業者の経営を支援するため、家賃、借入利息、リース代など固定経費を補助すること。

6、子どもたちの学ぶ権利および健やかな心・体の成長を保障するため（文科省事務連絡2020年2月25日付）に基づき、設置者の自主的判断を貫くこと。

7、感染拡大防止の効果を高めるため、3密を回避する少人数学級教育を徹底するための教員配置予算を確保すること。

8、現在の感染急拡大を抑止するには、自粛要請だけではなく、PCR等検査を文字どおり大規模に実施し、無症状感染者を早く判別し、陽性者を保護、隔離、治療する取組を強化する以外になく、国・県に対して次の事項を強く要請すること。

（1）感染が疑われる地域、団体、施設、職場等の全ての人に速やかなPCR等検査を実施するなど、積極的・抜本的な検査戦略を確立すること。

（2）医療、介護、福祉、保育、教育など全ての従事者および入院患者、

入所者にPCR等検査を速やかに実施できる制度・環境を整備すること。

(3) 感染が疑われるなど、一定の基準でPCR等検査を希望する住民には公費で検査を実施できる環境を整備すること。

以上、決議する。

令和2年8月3日。

甲良町議会。

若干の説明を加えますと、やはり全協でも、また、議会運営委員会でも出ていましたけども、少年野球の問題にしる、それからグラウンドゴルフの問題にしる、また、町内で発生した周りの方へのバッティングなどを見ますと、やはりPCR検査をきっちりと広くやって、そして、感染者と感染していない人をはっきりと区別をする、とりわけ、やはり目に見えないウイルスとの闘いですから、そういう点では恐怖も、感染すれば重症化になる危険は大変高いですし、それから、軽症の方ももちろんありますけども、従来病を持っておられる方や高齢者の方は本当に命取りとなる点でも、こういう節度を欠いた対応が住民の中に見られるのは事実です。ですから、そこは、それぞれの方の攻撃ではなくて、行政、政治がきちんと黒と白を分ける仕事を予算も伴って行う。これは町だけでは残念ながらできません。ですから、8のところにあります3点、これは大変大きいですし、既に2の項目、水道料金の基本料金、今回の予算の中にも計上して盛り込んでいただきました。町民の声を反映して、町も一つ一つ前進をするというところにもなっていますし、それを後押しをしていく議会の役割も大きいと思いますので、ぜひとも決議に賛同いただきますよう、よろしく願いしまして、提案とさせていただきます。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 賛成者に名を連ねた建部の賛成討論をいたします。

私が6月議会で幾つかの要望を出している、その中に町長の答弁の中に、税の軽減、それを提案申し上げました。町長の答弁では、議員のアドバイスを受けて前向きに検討する旨の答弁がありました。また、水道料金の、私は当時は6カ月の軽減を提案いたしました。そういったことが今回の西澤議員提案による中に含まれておりますし、とりわけPCRの検査については、滋賀県では、俗に言う行政検査、病気にかかった人とか、その疑いがある人とか、そういったものについてはそうなんです、そこにプラス、やはり不安

を感じている方もPCR検査を受けられるという、俗に言う行政検査の枠の拡大をぜひとも町から県に要望していただきたいし、また、甲良町としても独自で、不安に思う方にも拡大ができるように、そういう取組をお願いしたいということも含めまして、私のこの決議につきましての賛成討論といたします。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席ください。起立多数です。

よって、発議第13号は可決されました。

次に、日程第12 発議第14号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第14号。

令和2年8月3日。

甲良町議会議長、阪東佐智男様。

提出者、甲良町議会議員 大町善士雄。

賛成者、西澤伸明。

甲良町シルバー人材センター理事長および事務局長の参考人招致を求める決議(案)。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○**阪東議長** 本案については大町議員から提案説明を求めます。

大町議員。

○**大町議員** 発議第14号。令和2年8月3日。甲良町議会議長、阪東佐智男様。提出者、大町善士雄。賛成者、甲良町議会議員、西澤伸明。甲良町シルバー人材センター理事長および事務局長の参考人招致を求める決議(案)。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

甲良町シルバー人材センター参考人招致を求める決議案ですけども、これは香良の湯に限ってではありません。特に香良の湯を僕が利用していて、目についたからこの決議案を出したわけではありますが、シルバー人材センター

そのものは、社協の理事会で理事長が決まって、そして、事務局長も決まって、それは社協が決める。しかし、甲良町長の承諾を得て、相談されて、これは決定する運びと私は思っていますが、当然、香良の湯に関しても、担当課長、トップの甲良町長もその人材配置については相談を受けて、承諾を得ているものと私は考えていますが、公平・公正にシルバー人材の仕事が賄えているのか、不平・不満は出ていないのか、町民全般、今、コロナで仕事がないのに、一部の人だけが利得を得ている、こういうような雰囲気は流れている。

甲良町は13字あります。公平・公正に人材配置をしていくのが理事長ならびに事務局長の仕事だと思います。その最後の責任は甲良町のトップである町長が責任を負う。全く関係ないとは言いません。指導なり勧告なり、公平・公正にやってくれと、理事長および事務局長にも意見具申ができる立場の人はトップの野瀬町長以外ありません。

そういった点で、皆さん方のご理解をいただいて、理事長および事務局長の参考人招致が賛同され、参考人招致ができますことを心からお願い申し上げまして、あとは議員各位のモラル、議員たる町民の負託に応える、意味において、やはり選挙戦では町民の負託に応えるとマイクを持って声高らかに訴えていた12人です。その点は十分理解して、賛同いただけますことを心からお願い申し上げます。私の提案説明といたします。

以上。

○**阪東議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**阪東議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 私は、大町議員が提起した角度とは違います。やはり他団体という視点を抜いてはならないというように思っているんです。同時に、甲良町の議会でシルバーの問題が何度かされました。また、議会だけではなくて会員さんから、また、会員にはっておられない方からシルバー人材センターの問題などが、いろいろな角度、年齢のこととか、それから配置の問題なんかについても聞いております。そういう点では、独立した団体の公式な場で表明をしてもらって、姿勢をただしていくという、そういう意味から、私は賛同者に名前を連ねました。

以前から、一部議員からシルバー人材センターのシフトの組み方に関して全協や一般質問等で提起をされてきました。しかし、シルバー人材センターは町とは独立した組織であります。独自の運営が貫かれてしかるべきであり

ます。何らかの問題があるにしても、議員が一方的に追及することはふさわしくないと私は考えます。町が介入するにも限度、節度が必要になります。

大町議員が持論を展開されています、長寺地域の人ばかり採用、この主張には私はくみするものではありません。私は、シルバー人材センターが直面している問題・課題、これを明らかにしていただいて、改善のためにもともに考える、町としても、どうすればいいのか公に議論をすることが大切だと考えるものであります。シフト、配置にしろ、会員登録や仕事確保など、当センターの本来の設置目的・趣旨に照らして、問題点や課題を議会として共通認識にしていく、こういう必要を考えています。

幸いに、今回、参考人の招致がされます。個人を追及するというのではなくて、お互いにシルバー人材センターの問題、つまり高齢化です。そして、60を超えて定年する、ないしは高齢になっても元気な間は働きたいという方に保障をしていく全国的な運動の展開の1つです。そういう意味でも大事な役割を果たすシルバー人材センター。その中の展開をする草むしりや、それから香良の湯の管理・清掃ですね。こういう点でも役割を果たしていただいているわけですから、その状況を聞いていく、見解をただしていくという点で、私は賛同するものです。

以上です。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

建部議員。

○**建部議員** 私も賛成討論ですが、ただ、香良の湯に限らずに、シルバー人材センターにおける業務の人材配置が適正に、公正に行われているか、その実情なり実態が知りたい、そういう意味で、今回の招致につきましては賛成といたします。

○**阪東議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 今までからシルバーのことには何度も、西澤議員も言われましたが、議論されてきたことでもありますので、この際、本当に働きたい人が働けるのか、働けないのか、公平・公正に聞きたいと思っておりますので、この案件には賛成をしたいと思っております。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

宮寄議員。

○**宮寄議員** 私も、かつて一般質問等によくこの問題は提起してきた立場でありますので、この際、今までは担当課が答えておりましたが、ちょっと腑に落ちない点多々ありました。この際ですので、理事長、事務局長、おいでいただいて結構だと思っております。賛成討論とさせていただきます。

○**阪東議長** ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきます。

全協で提出者に、香良の湯の清掃作業というふうに書いておられたのでそのことに関して質問を投げかけたところ、そうではないと。一番が香良の湯ということでも、あと、沢山のシルバーさんのやってくれてはる場所があるので、それも含めてというような回答を得ましたし、私自身も、シルバーさんの会員さんから不平を聞いたことがありましたので、ちょうどいい機会だというふうに思いますので、賛成とさせていただきますと思います。

○阪東議長 ほかにありませんか。

山田裕康議員。

○山田裕康議員 賛成討論をさせていただきます。

私もこの議会において何回もこの件については聞かせてもらっておりますが、やはり答えているのは内部、行政の方ということで、どうしてもやっぱりシルバーの中身ということは議員が把握できていないことが多々あると思いますので、この機会ですので、シルバーの中身の方もこちらは聞かさせていただきたいと思いますので、この件に関しては賛成といたします。

○阪東議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○阪東議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第14号を採決します。

お諮りします。

(「ちょっと待った」の声あり)

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 最初に言うべきだったんですけども、この発議の14号の不備があります。提出者の大町議員に提起をしたいんですけども、日時のところなんですけども、期限が書かれていません。つまり9月議会中ないしは8月の臨時議会の会期中なのか、いつまでにというのをしないと、これは本人の状況と調整するというふうになっていきますけども、最終の期日をどうするのかというのが入ってないと、やはり決定しかねます。その点で、補充の提出を発言でもらいたいと思います。

例えば8月のこの臨時議会の会期中ないしは9月の議会の開催中と。その日程に入れるというのを、そして、その範囲で参考人と調整をするというようにならないといけないと思いますので、提出者に提起をしたいと思います。

○阪東議長 大町議員。

○大町議員 確かに、今日、発議して、この臨時議会中というのと、ちょっと無理があろうかと思いますがからね、調整上。僕の本音としてはこの臨時議会中

に結論を出してもらいたい。

皆さんのご賛同を得るなら、この臨時議会中に結論を出していただきたい。

以上です。

○**阪東議長** 一応、参考人と調整して、できるならばこの臨時議会に招致したいというふうに考えています。

西澤議員。

○**西澤議員** 文案をしっかりとってもらいたい。大町議員の希望だけではなくて、決議案の中に、その期日のところに、8月議会の会期中というのを、括弧でも、その後のところに入れるというようにしてもらいたい。

○**大町議員** 了解しました。西澤議員がおっしゃるとおり取り計らっていただきたい。

○**阪東議長** 訂正をしてください。

それでは、お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○**阪東議長** ご着席願います。起立全員です。

よって、発議第14号は可決されました。

したがって、発議第14号については、参考人招致をする件につきましては、決議案のとおり実施することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 0時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署名議員 西 澤 伸 明

署名議員1名 令和2年7月27日失職のため署名不能